

潟上市『市民の声』実施要綱

平成29年10月16日

告示第132号

(目的)

第1条 この告示は、潟上市自治基本条例（平成24年潟上市条例第11号。以下「自治基本条例」という。）第3条に定める市民参画を基本とした市政運営を行う原則に基づき、市民から寄せられる意見及び提言等への対応に関し必要な事項を定め、市民と行政とが情報を共有し、協働してまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「市民」とは、自治基本条例第2条第1号に規定するものをいう。

2 この告示において「市民の声」とは、企画政策課で受け付ける市政に関する意見及び提言等（以下「意見等」という。）で、次に掲げる方法により提出されたものをいう。

- (1) 書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める方法

(処理)

第3条 企画政策課長は、市民の声の提出があったときは、その内容にかかる事務事業を所管する課等（以下「所管課等」という。）の長に、回答書（案）の作成を依頼するものとする。ただし、所管課等が明らかでないもの又は複数の課にわたるもの場合は、企画政策課長が調整のうえ決定するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けた所管課等の長は、その内容について十分な調査及び検討を行い、回答書（案）を作成し、企画政策課長に送付しなければならない。

3 前項の規定により、所管課等の長からの回答書（案）を受けた企画政策課長は、市民の声提出者（以下「提出者」という。）に対して郵送又は電子メールにより

回答書を送付するものとする。

- 4 市民の声に対する回答は、原則として2週間以内に行うものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、提出された市民の声のうち市長が特に重要と認めるものについては、市長自ら提出者と面会するものとする。
- 6 企画政策課長は、市民の声及びそれに対する回答又は市長との面会結果を、個人情報を除き原則として随時広報紙等で公表するものとする。

(回答基準)

第4条 市民の声の内容が次に掲げるものに該当するときは、回答しないものとする。

- (1) 特定の個人や団体（以下「個人等」という。）の誹謗、中傷及びプライバシーに関するもの
- (2) 個人等の営利を目的としたもの
- (3) 思想や宗教に関わるもの
- (4) 個人等の権利又は利益を侵害するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 趣旨が不明確なもの
- (7) 市政に関係のないもの
- (8) 同一又は類似の内容を繰り返すもの
- (9) 説明することにより理解を得られるもの
- (10) 提出者が回答を不要としているもの
- (11) その他市長が回答できないと判断したもの

(非公開の基準)

第5条 第3条第6項の規定にかかわらず、市民の声が次に掲げる場合に該当するときは、公表しないものとする。

- (1) 内容から個人が類推され、又は特定されるおそれがある場合
- (2) 提出者から公表を希望しない旨の申出があった場合
- (3) 同一の提出者から同一の趣旨で複数回寄せられた案件で、既に公表済みの場合
- (4) 前条の基準により回答しないとした場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか市長が公表しないと決定した場合
(パブリック・コメント制度等との調整)

第6条 市が実施するパブリック・コメント及びアンケートにより市民から寄せられる意見等は市民の声として取り扱わないものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年11月1日から施行する。

(潟上市『市長面会日』実施要綱の廃止)

2 潟上市『市長面会日』実施要綱（平成17年潟上市告示113号）は、廃止する。